（給付様式第2-1-1号）

被扶養者申告書【特別認定用・扶養手当が認定されない者】

※共済組合使用欄

事務次長	確認者	担当者

◆特別認定添付書類チェック表（詳細は「添付書類一覧」を参照してください。その他確認に必要な書類を追加で提出いただくことがあります。）
□扶養理由申立書（２－４）
□世帯全員の続柄のわかる住民票　※別居の場合はあわせて戸籍謄本（全部事項証明）も必要
□最新の課税非課税証明書（義務教育以下を除く）（※給与等収入の内訳が記載されているもの）
□扶養協議書（２－７）（他の扶養義務者は別紙「被扶養者の扶養義務者について」参照　※他の扶養義務者がいない場合は提出不要）
□収入の確認できる書類（別紙「添付書類一覧」参照）
□個人番号届書（12－１）、国民年金第３号被保険者関係届（２－２）（※配偶者で20歳以上60歳未満の場合のみ、継続認定の場合は不要）
　市区町村等による医療費助成受給の（開始・停止・延長）届出書（８－１）（※乳児・小児・障害者等の医療証が交付されている場合のみ）

<提出先・問合せ先>
〒231-8309　横浜市中区日本大通7
公立学校共済組合神奈川支部　給付グループ
電話　(045)210-8179

添付書類をすべて確認しました。　□提出前確認チェック

組合員等番号（６桁）	公立神奈川		所属所コード（４桁）		所属所名		事務担当者名	
					所属所電話番号(事務室)	-　　-	事務室　内線	
組合員の氏名	ふりがな		組合員の生年月日	S・H　年　月　日	※要確認※	認定の種類　該当する認定に☑してください。 □ 特別認定（扶養手当認定なし） □ 継続認定 （扶養手当認定あり→扶養手当認定なし）	継続認定のみ証明が必要	

今回認定する被扶養者の氏名 ※ 楷書体で丁寧に記入	組合員との続柄 性別	被扶養者の生年月日	被扶養者の住民票	被扶養者の住民票の住所 ※ 同居の場合は「同居」に○、住所は記入不要 ※ 海外居住の場合は、国名と渡航理由を記入	資格確認書の交付が必要な場合は☑（注1）	事実発生年月日及びその理由（注2）	被扶養者の向こう１年の収入推計額 ※収入が全くない場合は０円と記入。	扶養手当の認定状況及び給与事務担当者の証明印（注3）	※ 共済組合使用欄 認定日
ふりがな	男・女	S・H　年　月　日 R　（　歳）	国内・国外	同居・別居　〒　－	交付が必要 □	年　月　日	円	年　月分 まで認定 ㊞	年　月　日 ～　年　月　日 認定・継続認定
ふりがな	男・女	S・H　年　月　日 R　（　歳）	国内・国外	同居・別居　〒　－	交付が必要 □	年　月　日	円	年　月分 まで認定 ㊞	年　月　日 ～　年　月　日 認定・継続認定
ふりがな	男・女	S・H　年　月　日 R　（　歳）	国内・国外	同居・別居　〒　－	交付が必要 □	年　月　日	円	年　月分 まで認定 ㊞	年　月　日 ～　年　月　日 認定・継続認定

同意事項

公立学校共済組合神奈川支部長　様
私は、次の認定要件を全て確認しましたので、被扶養者を申告します。
なお、将来において、次の認定要件と相違があった場合は、速やかに取消等の手続きを行い、**取消した期間に療養費等の給付があった場合は返還に応じることに同意します。また、組合員の住所は、既に届出のとおり変更はありません。※**
※住所に変更がある場合は組合員等記載事項等変更（訂正）申告書（３－１）を提出してください。
①【身分要件】75歳未満の者で、組合員が主たる生計維持者である三親等内の親族である（配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。左記以外は同居が要件）。
②【居住要件】住民票が国内にある（留学、組合員の海外赴任同行等、就労以外の渡航を除く）。
③【収入要件】向こう１年の収入（給与等の場合は、交通費等手当を含む、税額控除前の金額）が原則年額130万円未満、月額108,334円未満、雇用保険受給者は日額3,612円未満である。
④【収入要件】19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。）の者は、向こう１年の収入（給与等の場合は、交通費等手当を含む、税額控除前の金額）が原則年額150万円未満、月額12万5千円未満、雇用保険受給者は日額4,167円未満である。
⑤【収入要件】60歳以上の者、または、障害を支給事由とする公的年金等を受給する程度の障害を有する者で、向こう１年の収入（給与等の場合は、交通費等手当を含む、税額控除前の金額）が原則年額180万円未満、月額15万円未満、雇用保険受給者は日額５千円未満である。
⑥【生計要件】組合員の収入が、他の扶養義務者より多いまたは同程度（差が１割以内）であり、他の扶養義務者が被扶養者の扶養手当等を受給していない。
⑦【生計要件】別居の場合は、『被扶養者の収入額と、組合員および他の扶養義務者の送金額の合計額』に占める組合員の送金額の割合が３分の１以上ある。

①から⑦の認定要件を確認した場合は☑を付けてください。➡ □ 全て確認しました。　　年　月　日　申告者 組合員氏名(署名)

（注1）資格確認書の交付は次の①～④いずれかの該当者に限ります。①ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの未取得者・返納者・紛失者・更新中 ②ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない（利用登録解除者等含む）③ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの電子証明書の有効期限切れ　④ﾏｲﾅ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者
資格確認書の交付を希望されない方については、マイナンバー連携後、資格情報のお知らせを送付します。マイナンバー連携は、共済組合が認定後、２週間程度かかります。

（注2）事実発生年月日から30日を経過して所属所に提出した場合は、所属所の受付日が認定日となります。任意継続組合員は、当支部の受付日が認定日となります。

（注3）継続認定（扶養手当ありから扶養手当なしへ変更）の場合は、扶養手当の認定状況の記入及び給与事務担当者の証明印が必要です。組合員は押印しないでください。
県立学校は、学校事務センターで証明印を受けてください。県機関(県立学校を除く)は、認定を受けた「扶養親族届」を添付してください。

◆提出書類一覧で添付書類を確認のうえ、全ての書類を揃えてからホチキス止めで所属の事務室を経由して提出してください。
◆被扶養者申告書と添付書類は所属所等で控えを保管してください。追加書類がある場合は、被扶養者申告書の写しを表紙として提出してください。

所属所文書受付印	共済組合文書受付印

提出書類一覧 【特別認定用・扶養手当が認定されない者】

提出書類
○：必須
★：該当する場合のみ
（★）：提出書類で認定要件の確認ができない場合は、別途書類の提出を求める場合があります。

被扶養者申告書と添付書類は、ホチキスで止めて全ての書類が揃ってから提出してください。
追加書類を送付する場合は、被扶養者申告書の写しを表紙としてください。

・事実発生日以降、速やかに手続きしてください。
・書類の申告日や所属所文書受付印の日付は、事実発生日以降としてください。
※組合員の新規資格取得（採用・転入等）に伴う認定の場合は、事前の手続きが可能 です。
・事実発生日から30日を経過して申告書を所属所に提出した場合は、所属所文書受付印の日付が認定日となります。任意継続組合員の場合は、共済組合の受付日が認定日となります。

| 続柄 | 収入要件 | 被扶養者の認定要件を備える者 | 認定理由 | 事実発生日 | 被扶養者申告書【認定用】 | 個人番号届書 ※1 | 扶養状況・続柄等確認 扶養理由申立書 | 扶養状況・続柄等確認 世帯全員の続柄および被扶養者の国内居住がわかる書類の※3か月以内に発行されたもの ※2 | 市区町村長発行の課税・非課税証明書 ※※3か月以内に発行されたもの 義務教育終了前は提出不要 ※3 | 退職日のわかる資格喪失証明書、退職証明書、源泉徴収票 | 収入確認 公的年金（企業年金含む）・個人年金等がある ※通知書（源泉徴収票）は不可 ※4 | 収入確認 給与・報酬等の勤労収入がある 最新の年金額がわかる書類の写し（改定通知書、決定・振込通知書）※源泉徴収票は不可 ※5 | 収入確認 給与・報酬等の勤労収入がある 給与支払証明書等の写し ※※給与支払認定日の直近3か月分の支払明細書の写し、給与等の月々の源泉徴収票 ※5 | 収入確認 給与・報酬等の勤労収入がある ※雇用契約書の写しの内容が年間収入を超えない見込みである場合 ※6 | 収入確認 事業・資産の収入がある 確定申告書および収支内訳書・青色申告決算書の写し ※提出日が記載されているもの ※7 | 収入確認 株の譲渡、配当等の収入がある ※確定申告書の写し（1・3表）・所得の内訳書（明細書等含む）※提出日が記載されている年間の取引報告書の写し ・・・配当金の通知書の写し | 収入確認 雇用保険等（失業給付）を受給している 雇用保険受給資格者証（両面の写し） | 生計維持確認 他に扶養義務者がいる 扶養協議書 ※8 | 生計維持確認 海外に別居している場合は、渡航理由がわかる書類の写し ※9 | 配偶者の年金 国民年金第3号被保険者関係届 ※10 | 市区町村等による医療費助成受給（開始・停止・延長）届出書 ※11 | その他 左記の書類以外で認定に必要な書類 |
|---|
| | | | | | 給付様式第2-1-1号 | 給付様式第12-1号 | 給付様式第2-4号 | 原本 | 原本 | | | 支払証明書は給付様式第2-6号 | | | | | | 給付様式第2-7号 | | 給付様式第2-2号 | 給付様式第8-1号 | |
| 75歳未満の三親等内の親族で以下の者は同居を要件としない
・配偶者
・子
・父母
・兄弟姉妹
・孫
・祖父母 | 【特別認定】
扶養手当が認定されない者
・年額130万円未満
・月額108,334円未満
・雇用保険受給者は日額3,612円未満 | 出生した子 | 出生 | 出生日 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | ★ | ★ | | ○ | （★） |
| | | 婚姻した配偶者 | 婚姻 | 婚姻日 | | | | ○ | ○ | | ★ | ★ | | | ★ | ★ | | | ★ | ★ | ★ | （★） |
| | | 退職した者、勤務先の社会保険から脱退した者 | 退職 | 退職日の翌日 | | | | ○ | ○ | ○ | ★ | | | | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | （★） |
| | | 扶養替えをした者（例：父の被扶養者であった子を収入逆転により母の被扶養者とする。）※12 | 扶養替え | 扶養替えの日 | | | | ○ | ○ | | ★ | ★ | | | ★ | ★ | ★ | ○ | ★ | | ★ | （★） |
| | 19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。）の者は、
・年額150万円未満
・月額125,000円未満
・雇用保険受給者は日額4,167円未満 | 収入が減少した者 ※5 | 収入減少 | 収入減少の日の翌日または翌月1日 | | | | ○ | ○ | ★ | ★ | ★ | | | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | （★） |
| | | 雇用契約書で認定を希望する者 | 収入減少 | 雇用開始日 | | | | ○ | ○ | | | | ○ | | | | | ★ | ★ | ★ | ★ | （★） |
| | | 雇用保険、傷病手当金等の受給が終了した者 | 支給終了 | 支給終了日の翌日 | | | | ○ | ○ | | ★ | ★ | | | ★ | ★ | ○※17 | ★ | ★ | ★ | ★ | （★） |
| | | 国民健康保険、他任意継続保険からの切り替え ※13 | 新規 | 申告日または喪失日 | | | | ○ | ○ | | ★ | ★ | | | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | （★） |
| 上記以外の75歳未満の三親等内親族は同居を要件とする | 障害年金が決定している者（併給調整等により支給停止の者含む）
または60歳以上の者は
・年額180万円未満
・月額15万円未満
・雇用保険受給者は日額5千円未満 | 組合員が採用、他支部・公務員共済から転入（4月1日付け転入除く） | 組合員の採用・転入 | 採用日・転入日 | | | | ○ | ○ | | ★ | ★ | | | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | （★） |
| | | 組合員が他支部・公務員共済から4月1日付けで転入※14 | 組合員の転入 | 4月1日 | | | | | ○
検認時 | | ★
検認時 | ★
検認時 | | | ★
検認時 | ★
検認時 | ★
検認時 | ★
検認時 | ★
検認時 | ★ | ★ | （★） |
| | | その他の事実により認定する者（例：帰国・未加入）※15 | その他 | 認定事実の生じた日 | | | | ○ | ○ | | ★ | ★ | | | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | ★ | （★） |
| | | 4月～6月末日付けで公立学校共済組合神奈川支部の任意継続組合員が再就職した（※任意継続組合員の被扶養者となっていたものを組合員の被扶養者として再認定する場合に限る）※16 | 任継から | 採用日・転入日 | | | | | ○
検認時 | | ★
検認時 | ★
検認時 | | | ★
検認時 | ★
検認時 | ★
検認時 | ★
検認時 | ★
検認時 | ★ | ★ | （★） |

※1　出生等の理由で交付されていない場合は、交付され次第提出してください。

※2　同居の場合は、世帯全員の続柄が記載されている住民票または住民票記載事項証明書が必要です。住民票が別の場合は、被扶養者の住民票または住民票記載事項証明書と併せて、続柄を確認するために戸籍謄本（全部事項証明）等を提出してください。
事実婚の場合は、原則、住民票に未届の配偶者（夫または妻）と記載のあるものが必要です。

※3　収入の種類を確認します。海外居住のため住民票が国内にない場合は、除票された住民票または1月1日に国内にいないことがわかる書類（パスポート等）の写しが必要です。

※4 年金証書のみしか発行されていない場合は（支給初年度など）、年金証書の写しを提出してください。障害年金や遺族年金等の非課税年金も含めた全ての年金の書類を提出してください。個人年金については、必要経費は控除しないため、
必要経費控除前の金額がわかる通知書の写しが必要です。課税・非課税証明書に記載の年金額より多い金額となっていることを確認してください。（課税証明書の金額が多い場合、他に年金を受給されているいないかご確認ください。）

※5　アルバイト等の収入がある場合は、認定日の直近3か月分の給与明細書の写しまたは給与等支払証明書（給付様式第2-6号）を提出してください。収入が減少した（3か月限度額を超えていない）と判断される月の翌月1日または給与明細書等に
給与支給日の印字がある場合は、支給日の翌日から認定が可能です。支給日の印字が無い場合は、当月分に支払いがあったものとみなします。事業収入等がある方の収入減少の日は確定申告日となります。

※6　扶養理由申立書の申立書欄に交通費を含め、収入の限度額内で働く見込みであることを記載してください。給与収入以外がある場合や雇用契約書から年間収入が算出できない場合等は対象外になります。

※7　前年の確定申告等の収入で判断します。収入から共済組合で必要経費と判断したものを控除した額が、収入要件以内でなければ認定できません。確定申告の必要経費とは異なります。詳細は共済事務の手引き(資格編)をご確認ください。

※8　他の扶養義務者については、「別紙被扶養者の扶養義務者について」をご確認ください。組合員の収入が他の扶養義務者の収入よりも少ない場合、その差額が収入の多い方の1割以内でなければ認定できません。
ただし、組合員の収入の方が少ないが、他の扶養義務者が被扶養者を認定できない場合は（先に取消されてしまった場合）、相手と生計維持関係がない旨等を「扶養協議書」に記入してください。
離婚による扶養替えの場合は、親権が分かる書類の写し（戸籍謄本、裁判所の親権が決定した通知等）でも代替できます。

※9　海外居住のため、住民票が国内にない場合および生活基盤が海外にある場合は認定できません。留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等は国内居住要件の例外のため、認定対象になります。その場合は、渡航理由がわかる書類を
提出してください。（ビザ、学生証、在学証明書、海外赴任辞令、ボランティア派遣期間の証明書、出生や婚姻等を証明する書類等。外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」が必要です。その際は、翻訳者の署名も必要です。）

※10　組合員が65歳未満で、認定する配偶者が20歳以上60歳未満の場合は、提出してください。（任意継続組合員は除く。）

※11　自治体から交付されている医療証がある場合は提出してください。出生等で医療証が交付されていない場合は、交付され次第提出してください。

※12　配偶者の死亡による子の扶養替えの場合は、子の資格喪失証明書または死亡日のわかる書類＋死亡した者の健康保険に加入していたことがわかる書類（資格情報のお知らせ等）を提出してください。

※13　国民健康保険や任意継続の資格情報のお知らせ等の写し（有効期限が切れていないもの）または任意継続組合員の資格喪失証明書等の写しを提出してください。

※14　4月1日付で他支部・他公務員共済組合から転入してきた者は、3月末日まで認定されていた資格情報のお知らせ等の写しまたは喪失証明書を添付してください。検認時に収入等の要件確認を行います。

※15　帰国による認定の場合は、帰国日のわかるものを提出してください。（転入日のわかる住民票やパスポートの入国日のスタンプが押されているページの写し等）

※16　検認時に収入等の要件確認を行います。

※17　支給終了日の印字があるものを提出してください。

提出書類一覧 【継続認定用(特別認定に変更する・扶養手当が認定されない者)】

提出書類
　〇:必須
　★:該当する場合のみ
（★):提出書類で認定要件の確認ができない場合は、別途書類の提出を求める場合があります。

被扶養者申告書と添付書類は、ホチキスで止めて提出してください。
追加書類を送付する場合は、被扶養者申告書の写しを表紙としてください。

事実発生日以降、速やかに手続きしてください。

認定の種類	被扶養者の要件を引き続き備える者	事実発生日	被扶養者申告書【認定用】 ※1	扶養理由申立書	市区町村長発行の課税・非課税証明書（収入の種類が記載されているもの）※※3か月以内に発行されたもの ※義務教育終了前は提出不要 ※2	収入確認						生計維持確認		その他
						公的年金（企業年金含む）・個人年金等を受給している	給与・報酬等の勤労収入がある		事業・資産・株の譲渡、配当等の収入がある		雇用保険等（失業給付）を受給している	他に扶養義務者がいる	海外に別居している	左記の書類以外で継続認定に必要な書類
						最新の年金額がわかる書類の写し（決定通知書、変更・改定通知書、振込通知書等） ※3	給与・報酬等の支払証明書の写し、※認定日の直近3か月分の給与明細書の写し、※源泉徴収票・通帳の写しは不可 ※4	※雇用契約書の写し、雇用契約書の内容が年間収入を超えない見込みであるため認定する場合 ※5	確定申告書および収支内訳書・青色申告決算書、年間取引報告書等の写し、※提出日が記載されているもの ※6	・確定申告書の写し（1～3表・所得の内訳書・明細書等含む）、※提出日が記載されているもの・・年間取引報告書の写し、配当金の通知書の写し ※6	雇用保険受給資格者証（両面）の写し	扶養協議書 ※7	住民票が国内にない場合は、渡航理由がわかる書類の写し ※8	
一般認定から特別認定へ	19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く）の者で、総収入額が年額130万円（月額108,334円、日額3,612円）を超えたが、年額150万円（月額125,000円、日額4,167円）を超えない者 ＊年齢は、所得税法上の取り扱いに合わせて、その年の12月31日現在の年齢で判定します。	扶養手当の認定要件を欠くに至った日	給付様式第2-1-1号	給付様式第2-4号	原本		支払証明書は給付様式第2-6号					給付様式第2-7号		
	障害年金が決定している者（併給調整等により支給停止の者を含む）または60歳以上の者で、総収入額が年額130万円（月額108,334円）を超えたが、年額180万円（月額15万円）を超えない者	扶養手当の認定要件を欠くに至った日	〇	〇	〇	★	★	★	★	★	★	★	★	（★）
	7月～3月末日付けで組合員が、扶養手当が認定される任用形態（常勤職員、臨時的任用職員、任期付職員等）から、扶養手当が認定されない任用形態（再任用職員、会計年度任用職員等）になった場合	扶養手当の認定要件を欠くに至った日												
	その他の事実により扶養手当の認定要件は欠いたが、被扶養者としての要件を備える者	扶養手当の認定要件を欠くに至った日												
	年度末までに22歳になり、扶養手当の認定が終了した者　※9	扶養手当の認定要件を欠くに至った日			○ 検認時	★ 検認時	★ 検認時		★ 検認時		★ 検認時			（★）
	4月～6月末日付けで組合員が、扶養手当が認定される任用形態（常勤職員、臨時的任用職員、任期付職員等）から、扶養手当が認定されない任用形態（再任用職員、会計年度任用職員等）になった場合　※9	扶養手当の認定要件を欠くに至った日												

※1 県立学校の組合員は、学校事務センター経由で提出し扶養手当認定状況の証明を受けてください。県機関（県立学校を除く）の組合員は、庶務事務システムから出力した「扶養親族届」（扶養手当の取消が承認されたもの）を添付してください。

※2 収入の種類を確認します。海外居住のため課税・非課税証明書が発行されない場合は、除票された住民票または１月１日に国内にいないことがわかる書類（パスポート等）の写しが必要です。

※3 年金証書のみしか発行されていない場合は（支給初年度など）、年金証書の写しを提出してください。障害年金や遺族年金等の非課税年金も含めた全ての年金の書類を提出してください。個人年金については、必要経費は控除しないため、必要経費控除前の金額がわかる通知書の写しが必要です。課税・非課税証明書に記載の年金額より多い金額となっていることを確認してください。（課税証明書の金額が多い場合、他に年金を受給されているいないかご確認ください。）

※4 アルバイト等の収入がある場合は、認定日の直近３か月分の給与明細書の写しまたは給与等支払証明書（給付様式第2-6号）を提出してください。

※5 扶養理由申立書の申立欄に交通費を含め、収入の限度額内で働く見込みであることを記載してください。給与収入以外がある場合や雇用契約書から年間収入が算出できない場合等は対象外になります。

※6 前年の確定申告等の収入で判断します。収入から共済組合で必要経費と判断したものを控除した額が、収入要件以内でなければ認定できません。確定申告の必要経費とは異なります。
詳細は共済事務の手引き(資格編)をご確認ください。

※7 他の扶養義務者については、「別紙被扶養者の扶養義務者について」をご確認ください。組合員の収入が他の扶養義務者の収入よりも少ない場合、その差額が収入の多い方の１割以内でなければ認定できません。
ただし、組合員の収入の方が少ないが、他の扶養義務者が被扶養者を認定できない場合は（先に取消されてしまった場合）、相手と生計維持関係がない旨等を「扶養協議書」に記入してください。
離婚による扶養替えの場合は、 親権が分かる書類の写し（戸籍謄本、裁判所の親権が決定した通知等）でも代替できます。

※8 海外居住のため、住民票が国内にない場合および生活基盤が海外にある場合は認定できません。留学、海外赴任同行、ボランティア、海外での出生、婚姻等は国内居住要件の例外のため、認定対象になります。
その場合は、渡航理由がわかる書類を提出してください。（ビザ、学生証、在学証明書、海外赴任辞令、ボランティア派遣期間の証明書、出生や婚姻等を証明する書類等。外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」が必要です。その際は、翻訳者の署名も必要です。）

※9 ４月に継続認定の手続きを行わずに、検認時に遡って収入等の要件確認を行います。検認時に被扶養者の課税・非課税証明書と収入の確認書類（給与等の月々の支給明細書の写し、最新の年金決定・改定通知書の写し、確定申告書類の写し等）を提出していただきます。提出できない場合や収入超過していた場合は遡って取消しになりますので、就職や収入超過等が分かった場合は、検認を待たずに速やかに取消の手続きを行ってください。

（給[illegible]）

現職者用記入例

被扶養者申告書【特別認定用・扶養手当が認定されない者】

◆特[illegible]添付書類一覧」を参照してください。その他確認に必要な書類を追加で提出いただくことがあります。）

☑扶養理由甲立書（２－４）
☑世帯全員の続柄のわかる住民票　※別居の場合はあわせて戸籍謄本（全部事項証明）も必要
☑最新の課税非課税証明書（義務教育以下を除く）（※給与等収入の内訳が記載されているもの）
☑扶養協議書（２－７）（他の扶養義務者は別紙「被扶養者の扶養義務者について」参照　※他の扶養義務者がいない場合は提出不要）
☑収入の確認できる書類（別紙「添付書類一覧」参照）
☑個人番号届書（12－１）、国民年金第３号被保険者関係届（２－２）（※配偶者で20歳以上60歳未満の場合のみ、継続認定の場合は不要）
市区町村等による医療費助成受給の（開始・停止・延長）届出書（８－１）（※乳児・小児・障害者等の医療証が交付されている場合のみ）

添付書類をすべて確認しました。　☑提出前確認チェック

※共済組合使用欄

事務次長	確認者	担当者

＜提出先・問合せ先＞
〒231-8309　横浜市中区日本大通7
公立学校共済組合神奈川支部　給付グループ
電話　(045)210-8179

組合員等番号（６桁）	公立神奈川　○○○○○○	所属所コード（４桁）	○○○○	所属所名	○○市立○○学校
				所属所電話番号（市外局番）	○○－○○○○－○○
組合員の氏名	ふりがな　かながわ　たろう 神奈川　太郎				

事務担当者名	名字
事務室　内線	５番

認定後、年に1回、認定要件（被扶養者の収入、生計維持関係等）の確認を行います。
認定後の被扶養者の収入に関する書類（給与明細・年金通知・確定申告書等）は必ず保管しておいてください。

今回認定する被扶養者の氏名 ※ 楷書体で丁寧に記入	組合員との続柄 性別	被扶養者の生年月日	住民票	※ 海外居住の場合は、国名と渡航理由を記入	交付が必要（注1）	退職日（注2）	※収入が全くない場合は０円と記入。	扶養手当の認定状況及び給与事務担当者の証明印（注3）	※ 共済組合使用欄 認定日
ふりがな　かながわ　はなこ 神奈川　花子	子 男・女	S　H　R ○年○月○日（　○　歳）	国内　国外	同居　別居 〒　－	交付が必要 ☑	○年○月○日 退職	０円	年　月分 まで認定 ㊞	年　月　日 ～　年　月　日 認定・継続認定
ふりがな	男・女	S　H　R 年　月　日（　歳）	国内・国外	同居・別居 〒　－	交付が必要 ☐	年　月　日	円	年　月分 まで認定 ㊞	年　月　日 ～　年　月　日 認定・継続認定
ふりがな	男・女	S　H　R 年　月　日（　歳）	国内・国外	同居・別居	交付が必要 ☐	年　月　日	円	年　月分	年　月　日

資格確認書の交付が必要な方は☑してください。

認定理由と添付書類は提出書類一覧で確認してください。

【事務担当または学校事務センター】
継続認定（一般認定から特別認定）の場合のみ扶養手当の認定月を記入し、押印してください。

同意事項

公立学校共済組合神奈川支部長　様
私は、次の認定要件を全て確認しましたので、被扶養者を申告します。
なお、将来において、次の認定要件と相違があった場合は、速やかに取消等の手続[illegible]があった場合は返還に応じることに同意します。また、組合員の住所は、既に届出のとおり変更はありません。※
※住所に変更がある場合は組合員等記載事項変更（訂正）申告書（３－１）[illegible]
①【身分要件】75歳未満の者で、組合員が主たる生計維持者である三親等内[illegible]孫。左記以外は同居が要件）。
②【居住要件】住民票が国内にある（留学、組合員の海外赴任同行等、就[illegible]
③【収入要件】向こう１年の収入（給与等の場合は、交通費等手当を含む[illegible]円未満、雇用保険受給者は日[illegible]
④【収入要件】19歳以上23歳未満（組合員の配偶者を除く。）の者は、向[illegible]税額控除前の金額）[illegible]円未満である。
⑤【収入要件】60歳以上の者、または、障害を支給事由とする公的年金等を[illegible]（給与等の場合は[illegible]
雇用保険受給者は日額５千円未満である。
⑥【生計要件】組合員の収入が、他の扶養義務者より多いまたは同程度（差が１割以[illegible]扶養者の扶養手当等を[illegible]
⑦【生計要件】別居の場合は、『被扶養者の収入額と、組合員および他の扶養義務者[illegible]の合計額』に占める組合員の送金額の割合が[illegible]

認定要件（同意事項）は必ず確認してください。
☑漏れや、申告日、署名の記入がない場合は認定できません。

事実発生日から30日を経過して申告書を所属所に提出した場合は、所属所文書受付印の日が認定日となります。
所属所は記入内容や添付書類を確認のうえ、所属所の文書受付印を押印してください。
押印後、添付書類と共に所属控えを保管してください。

①から⑦の認定要件を確認した場合は☑を付けてください。➡ ☑ 全て確認しました。　○　年　○　月○　日　申告者 組合[illegible]

（注1）資格確認書の交付は次の①～④いずれかの該当者に限ります。①ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの未取得者・返納者・紛失者・更新中 ②ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない（利用登録解除者等含む）③ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの電子証明書の有効期限切れ　④ﾏｲﾅ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者
資格確認書の交付を希望されない方については、マイナンバー連携後、資格情報のお知らせを送付します。マイナンバー連携は、共済組合が認定後、２週間程度かかります。
（注2）事実発生年月日から30日を経過して所属所に提出した場合は、所属所の受付日が認定日となります。任意継続組合員は、当支部の受付日が認定日となります。
（注3）継続認定（扶養手当ありから扶養手当なしへ変更）の場合は、扶養手当の認定状況の記入及び給与事務担当者の証明印が必要です。組合員は押印しないでください。
県立学校は、学校事務センターで証明印を受けてください。県機関（県立学校を除く）は、認定を受けた「扶養親族届」を添付してください。

◆提出書類一覧で添付書類を確認のうえ、全ての書類を揃えてからホチキス止めで所属の事務室を経由して提出してください。
◆被扶養者申告書と添付書類は所属所等で控えを保管してください。追加書類がある場合は、被扶養者申告書の写しを表紙として提出してください。

[illegible]文書受付印
○○市立
○○○○学校
○○年４月○日
収受印

共済組合文書受付印

（給付様式第２－１－１号）　**被扶養者申告書【特別認定用・扶養手当が認定されない者】**

任意継続組合員用記入例

◆（「添付書類一覧」を参照してください。その他確認に必要な書類を追加で提出いただくことがあります。）

☑扶養理由申立書（２－４）
☑世帯全員の続柄のわかる住民票　※別居の場合はあわせて戸籍謄本（全事項証明）も必要
☑最新の課税非課税証明書（義務教育以下を除く）（※給与等収入の内訳が記載されているもの）
☑扶養協議書（２－７）（他の扶養義務者は別紙「被扶養者の扶養義務者について」参照　※他の扶養義務者がいない場合は提出不要）
☑収入の確認できる書類（別紙「添付書類一覧」参照）
☑個人番号届書（12－１）、国民年金第３号被保険者関係届（２－２）（※配偶者で20歳以上60歳未満の場合のみ、継続認定の場合は不要）
市区町村等による医療費助成受給の（開始・停止・延長）　障害者等

添付書類をすべて確認しました。　☑提出前確認チェック

※共済組合使用欄

事務次長	確認者	担当者

＜提出先・問合せ先＞
〒231-8309　横浜市中区日本大通7
公立学校共済組合神奈川支部　給付グループ
電話　(045)210-8179

「8973」と記入してください。

「任意継続組合員」と記入してください。

所属所ではなく日中繋がりやすい電話番号を記入してください。

【斜線部は記入等不要です】

組合員等番号（６桁）	公立神奈川	○○○○○○	所属所コード（４桁）	8973	所属所名	任意継続組合員	事務担当者名	
					所属所電話番号(事務室)	○○−○○○○−○○		
組合員の氏名	ふりがな　かながわ　たろう 神奈川　太郎		組合員の生年月日	S ○ 月 ○ 日	※要確認※	認定の種類　該当 □ 特別認定（扶 □ 継続認定 （扶養手当認定あり→扶養手当認定なし）	継続認定のみ証明が必要	

今回認定する被扶養者の氏名 ※ 楷書体で丁寧に記入	組合員との続柄 性別	被扶養者の生年月日	住民票 国内・国外	※ 同居の場合は「同居」に○、住所は記入不要 ※ 海外居住の場合は、国名と渡航理由を記入	資格確認書（注1）	退職日	向こう１年間の収入見込額 （収入がない場合は０円と記入。）	扶養手当の認定状況及び給与事務担当者の証明印（注3）	※ 共済組合使用欄 認定日
ふりがな　かながわ　はなこ 神奈川　花子	子 男・女	S H ○年○月○日（ ○ 歳）	国内・国外	同居・別居 〒　－	交付が必要 ☑	○年○月○　日 退職	0 円	年　月分 まで認定 ㊞	年　月　日 ～　年　月　日 認定・継続認定
ふりがな	男・女	S H　年　月　日（　歳）	国内・国外	別居	交付が必要 □	年　月　日	円	年　月分 まで認定 ㊞	年　月　日 ～　年　月　日 認定・継続認定
ふりがな	男・女	S H　年　月　日（　歳）	国内・国外	同居・別居 〒				月分	月　日 月　日

資格確認書の交付が必要な方は☑してください。

認定理由と添付書類は提出書類一覧で確認してください。

認定後、年に1回、認定要件（被扶養者の収入、生計維持関係等）の確認を行います。
認定後の被扶養者の収入に関する書類（給与明細・年金通知・確定申告書等）は必ず保管しておいてください。

同意事項

公立学校共済組合神奈川支部長　様
私は、次の認定要件を全て確認しました[illegible]ます。
なお、将来において、次の認定[illegible]等の手続きを行い、**取消した期間に療養費等の給付があった場合は返還に応じることに同意します。また、組合員の住所は、既に届出のとおり変更はありません。※**
※住所に変更がある場合は[illegible]を提出してください。
①【身分要件】75歳未満[illegible]族である（配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。左記以外は同居が要件）。
②【居住要件】住民票[illegible]渡航を除く）。
③【収入要件】向こう[illegible]除前の金額）が原則年額130万円未満、月額108,334円未満、雇用保険受給者は日額3,612円未満である。
④【収入要件】19歳以上[illegible]の収入（給与等の場合は、交通費等手当を含む、税額控除前の金額）が原則年額150万円未満、月額12万5千円未満、雇用保険受給者は日額4,167円未満である。
⑤【収入要件】60歳以上の[illegible]する程度の障害を有する者で、向こう１年の収入（給与等の場合は、交通費等手当を含む、税額控除前の金額）が原則年額180万円未満、月額15万円未満、雇用保険受給者[illegible]
⑥【生計要件】組合員の収入が、他の[illegible]度（差が１割以内）であり、他の扶養義務者が被扶養者の扶養手当等を受給していない。
⑦【生計要件】別居の場合は、『被扶養者の収入額と、組合[illegible]他の扶養義務者の送金額の合計額』に占める組合員の送金額の割合が３分の１以上ある。

①から⑦の認定要件を確認した場合は☑を付けてください。➡ ☑ 全て確認しました。

認定要件（同意事項）は必ず確認してください。
☑漏れや、申告日、署名の記入がない場合は認定できません。

事実発生日から30日を経過して申告書を共済組合で収受した場合は、共済組合の収受日が認定日となります。

㊞	共済組合文書受付印

（注1）資格確認書の交付は次の①～④いずれかの該当者に限ります。①ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの未取得者・返納者・紛失者・更新中 ②ﾏｲﾅ[illegible]
（利用登録解除者等含む）③ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞの電子証明書の有効期限切れ　④ﾏｲﾅ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要がある要配慮者
資格確認書の交付を希望されない方については、マイナンバー連携後、資格情報のお知らせを送付します。マイナンバー連携は、共済組合が認定後、２週間程度かかります。

（注2）事実発生年月日から30日を経過して所属所に提出した場合は、所属所の受付日が認定日となります。任意継続組合員は、当支部の受付日が認定日となります。

（注3）継続認定（扶養手当ありから扶養手当なしへ変更）の場合は、扶養手当の認定状況の記入及び給与事務担当者の証明印が必要です。組合員は押印しないでください。
県立学校は、学校事務センターで証明印を受けてください。県機関（県立学校を除く）は、認定を受けた「扶養親族届」を添付してください。

◆提出書類一覧で添付書類を確認のうえ、全ての書類を揃えてからホチキス止めで所属の事務室を経由して提出してください。
◆被扶養者申告書と添付書類は所属所等で控えを保管してください。追加書類がある場合は、被扶養者申告書の写しを表紙として提出してください。